

相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書

串本町長		殿		年 月 日	
届出者	氏名				
	住所				

被相続人の相続人代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。
また、串本町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

課税台帳上の所有者 (被相続人)	氏名			宛名番号 (町で利用)	
	死亡時の住所				
	死亡年月日	年	月	日	

現所有者 (代表者)	(フリガナ)				
	氏名 (名称)			宛名番号(町で利用)	
	住所 (所在地)	〒			
	個人番号又は法人番号				被相続人との関係

生年月日 (S . H . R . 年 月 日生)

電話番号 () -

その他の現所有者 (代表者を除く)	(フリガナ)	生年月日	被相続人との続柄	住所(所在地)	相続分
		氏名) S.H.R. 年 月 日生		〒
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	

相続登記等の予定 (□にレを入れてください)	<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input type="checkbox"/> 登記予定あり(年 月頃) <input type="checkbox"/> 登記予定無し ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、税務課へご連絡ください。
---------------------------	---

※記入例を参考に太線内を記入してください。

(留意事項)

- この届出(申告書)は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- 相続放棄をした場合は、その他の現所有者欄への記入は不要です。
- この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
- 固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課にて手続きが必要です。

(申告書と併せてご提出していただく書類)

- 被相続人と代表者の関係がわかる戸籍謄本(本籍地が串本町外のみ)の写し(任意)
- 【相続放棄した場合】相続放棄申述受理通知書
- 【遺産分割協議が完了した場合】遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類